

分析申請提出書類一覧表(法人用)

様式は、弊社ホームページからも入手いただけます。http://www.kjbc.co.jp

No	書類名	注意事項	
①	経営状況分析申請書(様式第25号の8)	記載要領をご確認のうえ作成ください。	申請年度分1通が必要です。
②	財務諸表(貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書、注記表)の写し ※決算変更届けに添付する建設業様式の財務諸表です。 こちらが分析の対象となります。 (様式第15号~17号、様式17号の2・平成27年4月改正)	◆課税事業者の方は「消費税抜」、免税事業者の方は「消費税込」で作成してください。 ◆注記表(様式第17号の2)の2(5)「消費税及び地方消費税・・・」、7(2)「保証債務、手形遡及債務・・・」(受取手形割引高、裏書譲渡手形の内訳)は必ず記載してください。	弊社への初回申請時は、3期分(当期・前期・前々期)が必要です。 前年度弊社へ分析申請済の場合は、申請年度1期分のみ必要です。
③	兼業事業売上原価報告書(様式第25号の9)	損益計算書に兼業事業売上原価計上がある場合に必要です。兼業事業売上がある場合でも兼業事業売上原価が0(ゼロ)の場合は不要です。	弊社への初回申請時は、3期中兼業売上原価の計上がある年度分全てが必要です。
④	決算書(税務申告書に添付したもの)の写し	②の財務諸表の内容確認の為の資料となります。 (貸借対照表から個別注記表まで)	申請年度のみ必要です。 (電子申請の方は申請時は不要です。)
⑤	税務申告書 別表16(1)、16(2)、その他の減価償却実施額が確認できる書類	①の経営状況分析申請書の当期減価償却実施額の確認資料となります。減価償却実施額が0(ゼロ)の場合は不要です。	弊社への初回申請時は2期分(当期・前期)が必要です。
⑥	連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書	会社法第二条第六号に規定する大会社であり、有価証券報告書提出会社に該当する際に必要となります。	該当されないお客様は不要です。
⑦	建設業許可通知書の写し、又は、建設業許可証明書の写し	申請毎に添付をお願いいたします。	最新のものが必要です。
⑧	委任状の写し	行政書士等の代理人申請のお客様のみ必要です。 原本のコピーで結構です。	代理人申請ではないお客様は不要です。
⑨	郵便振替払込受付証明書	分析手数料お振込後に受け取られました振替払込受付証明書(お客様用)です。	経営状況分析申請書の裏面へ貼付をお願いします。
⑩	換算財務諸表	当期決算が12ヶ月に満たないお客様(決算期変更等)のみ必要です。	当期決算が12ヶ月あるお客様は不要です。
⑪	許可変更届の写し	商号、住所、代表者等の変更がある際の変更届の写し	変更事項が無い場合は不要です。

※上記のほか、分析結果により必要な資料のご提出又はご提示をお願いする場合がございます。

電子申請システムよりファイルを添付してお送りください。

分析申請提出書類一覧表(個人事業者用)

様式は、弊社ホームページからも入手いただけます。<http://www.kjbc.co.jp>

No	書類名	注意事項	備考
①	経営状況分析申請書(様式第25の8)	記載要領をご確認のうえ作成ください。	申請年度分1通が必要です。
②	財務諸表(貸借対照表、損益計算書)の写し (様式第18・19号)	◆貸借対照表の「注」に消費税の会計方法(税込又は税抜)を記載します。	弊社への初回申請時は、3期分(当期・前期・前々期)が必要です。 前年度弊社へ分析申請済みの場合は、申請年度のみ必要です。
③	兼業事業売上原価報告書(様式25号の9)	損益計算書中の兼業事業売上原価が計上されている場合に必要です。兼業事業売上がある場合でも兼業事業売上原価が0(ゼロ)の場合は不要です。	弊社への初回申請時は、3期中兼業売上原価の計上がある年度分全てが必要です。
④	青色申告書一式の写し、又は、収支内訳書一式の写し	②の財務諸表及び減価償却実施額の確認資料となります。 マイナンバーの記載がある場合は、該当箇所を隠してコピーをするか塗りつぶしてください。	弊社への初回申請時は2期分(当期・前期)が必要です。
⑤	建設業許可通知書の写し、又は、建設業許可証明書の写し	申請毎に添付をお願いいたします。	最新のものがが必要です。
⑥	委任状の写し	行政書士等の代理人申請のお客様のみ必要です。原本のコピーで結構です。	代理人申請ではないお客様は不要です。
⑦	郵便振替払込受付証明書	分析手数料お振込後に受け取られました振替払込受付証明書(お客様用)です。	経営状況分析申請書の裏面へ貼付をお願いします。
⑧	換算財務諸表	当期決算が12ヶ月に満たないお客様のみ必要です。	当期決算が12ヶ月あるお客様は不要です。
⑨	許可変更届の写し	商号、住所、代表者等の変更がある際の変更届の写し	変更事項が無い場合は不要です。

※上記のほか、分析結果により必要な資料のご提出又はご提示をお願いする場合がございます。

電子申請システムよりファイルを添付してお送りください。